

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【公開番号】特開2007-117296(P2007-117296A)

【公開日】平成19年5月17日(2007.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2007-018

【出願番号】特願2005-311829(P2005-311829)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 1 A

A 6 3 F 5/04 5 1 2 V

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月10日(2008.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機前面を覆い、手前側へ回動可能な扉体と、

略円環状をなし、その外周面に複数種の絵柄が付された複数のリール及び同リールを周方向に回転駆動させる駆動手段をケース部材に収容してなるリール装置と、

遊技を統括制御する制御装置と、

遊技の補助演出を表示する表示装置と、

前記表示装置を制御する表示制御装置と、

前記扉体に設けられ、前記リールの絵柄を透視可能とする透視窓と、

遊技媒体としての遊技球を貯留する貯留部と、

遊技球を前記貯留部から取り込む取込手段と、

前記取込手段によって遊技球を取り込ませるべく操作される取込操作手段と、

前記各リールの回転を開始させるべく操作される始動操作手段と、

前記各リールの回転を停止させるべく操作される停止操作手段と

を備え、

予め定めた数の遊技球が取り込まれて前記始動操作手段が操作されると、前記リールの回転が開始し、前記停止操作手段の操作又は所定時間の経過によって前記リールの回転が停止し、前記第1透視窓から透視できる予め定めた有効位置に前記絵柄によって形成される特定絵柄または特定絵柄の組合せが成立した場合には遊技者に特典を付与するようにした遊技機において、

前記リール装置及び前記表示装置を備えたパネル体に、前記透視窓を介して前記リールの所定数の絵柄を透視可能とする開口部を形成し、

前記パネル体を前記扉体の背面側に設け、

前記パネル体に、前記リール装置と前記表示装置に加え前記制御装置と前記表示制御装置とを組み付けて交換ユニットを構成し、その交換ユニットを前記扉体に対して着脱自在とし、

さらに、前記交換ユニットでは、前記制御装置及び前記表示制御装置を前記リール装置と非接触に組み付けたことを特徴とする遊技機。

**【請求項 2】**

前記リール装置を取り付けるための取付部材を前記パネル体に設け、その取付部材を介して前記リール装置を前記パネル体に設けたことを特徴とする請求項 1 に記載の遊技機。

**【請求項 3】**

前記パネル体に前記開口部を設けることにより同パネル体に右枠部と左枠部とが形成され、

前記右枠部と前記左枠部との何れか一方にこのパネル体を含む前記交換ユニットを前記扉体に対して回動可能に支持する支軸部材を設けるとともに、他方に前記交換ユニットの背面から少なくとも前記リール装置を覆うカバー部材を閉状態に固定する固定部材を設け、

さらに、前記右枠部及び前記左枠部の両枠部、或いは何れか一方の枠部を利用して前記制御装置及び前記表示制御装置を設けたことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載の遊技機。

**【請求項 4】**

前記制御装置は、収容部材に制御基板を収容して構成され、前記表示制御装置は、表示用収容部材に表示制御基板を収容して構成され、

前記制御基板の基板面及び前記表示制御基板の基板面が前記パネル体の背面とほぼ垂直となるように、前記制御装置及び前記表示制御装置を前記パネル体に設けたことを特徴とする請求項 1 乃至請求項 3 のいずれか 1 つに記載の遊技機。